

6 高土政第 1498 号
令和 7 年 3 月 24 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監査委員事務局長

} 様

土 木 部 長

設計変更に関する事務取扱要領の一部改正について（通知）

このことについて、設計変更に関する事務取扱要領（平成18年 3 月30日付け17高建管第729号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。

なお、改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

情報共有システムを利用した場合、押印を省略することができる旨、様式に追記しました。

2 施行日

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

※ 様式のための改正のため、新旧対照表は省略します。

設計変更に関する事務取扱要領

(基本原則)

第1条 工事の発注に当たっては、事前の設計及び調査を慎重に行い、工期中みだりに設計変更の必要を生じないように措置すべきである。しかしながら、工事にはその性格上不確定な条件を前提に設計書を作成せざるを得ない場合等があり、このような原因により設計変更を伴うものについては、契約の同一性を失わせない限度において、標準書式の工事請負契約書（昭和48年6月6日制定。以下「契約書」という。）の規定に基づき、その一部を変更することができる。

(設計変更の範囲)

第2条 設計変更の範囲は次のとおりとする。

2 変更見込金額が当初請負代金額の30%以内（変更見込額が75万円未満の増減である場合を除く。）かつ2,000万円以内の範囲で増減する場合で、それぞれ次の要件を満たしている場合に限るものであること。

(1) 延長（数量）

当初設計の20%以内の範囲で増減をする場合

(2) 単価

当初設計にない新たな工種が生じた場合及び契約書第26条の規定に基づく変更をする場合

(3) 箇所

当初設計の起・終点を20%の範囲で変更する場合。ただし、変更前の工事箇所と変更しようとする工事箇所とが連続している場合であること。

(4) 工法

当初設計に基づく決定工法では施工が不可能な事態が生じた場合における決定工法と同一程度の効用を有する工法に変更する場合

3 次の各号に掲げる場合にあっては、前項の規定にかかわらず設計変更することができる。

(1) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違する場合

(2) 契約書第18条第4項の規定に基づき、前号に規定される以外の事由により設計変更しようとする場合又は実施設計書の施工条件を処理するために設計変更しようとする場合にあっては、前項の列記部分以外で定める範囲において設計変更をすることができる。

(3) 特別の事情により、知事が特に必要と認める場合においては、前項の規定にかかわらず、設計変更することができる。

(別途契約)

第3条 変更見込額が当初請負代金の30%を超え(変更見込額が75万円未満の場合を除く。)又はその額が2,000万円を超えるときは、別途契約を締結しなければならない。ただし、前条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、この限りでない。

(設計変更の手続)

第4条 設計変更の手続は、次によるものとする。

2 工事施工中において設計を変更する必要があるときは、原則として変更設計書を作成し、必要により契約変更の手続をとること。

3 本庁において契約した工事について設計を変更する必要があるときは、原則として次のとおり事業主管課と事前協議を行うこと。

(1) 後日の設計変更により措置できる見込みの変更については、その都度変更は行わず、事前協議書(別紙様式1)により事業主管課長に対して行う事前協議(以下「事前協議」という。)により変更の承認があったものとし、工事の継続施工の迅速化等を図るものとする。ただし、変更部分が工法的にも簡易であり、また、その数量も軽微なものと認められるものは、事前協議を省略することができる。

なお、事前協議の変更の承認のみでは、変更契約を行っていない施工部分の支払はできないので、この部分の支払については、契約変更の手続き等を経て行うものとする。

(2) 設計変更の事前協議の対象及び範囲は、次のとおりとする。

ア 主務大臣の承認を必要とする設計変更

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の規定に基づき補助事業等に要する当該箇所における決定工事費の配分等の変更で主務大臣の承認を必要とするものにかかる設計変更

イ 第2条第3項第1号又は第3号による設計変更

4 条件変更等の処理方法は次のとおりとする。

(1) 受注者から契約書第18条第1項に基づく通知を受け、確認を求められた場合の処理は、次によるものとする。

ア 監督職員は、受注者に対して工事条件変更等確認要求書(別紙様式2)に「変更事項」を記入させ、2部提出させるものとする。

イ 監督職員は、確認要求書の記載事項を調査及び確認のうえ、「変更事項に対する措置方法」欄へ指示事項等を明記し、所属長(土木事務所において施工する工事にあつては土木事務所長、事務所において施工する工事にあつては事務所長をいう。次号において同じ。)の決裁を受けるものとする。

- ウ 決裁後、確認要求書の1部は記名押印のうえ、受注者に送付するものとする。
 - エ 設計変更の事前協議を要するものは、前項に規定する事業主管課長の承認後、この処理を行うものとする。
 - オ 設計変更の事前協議に時間を要する場合及び設計を伴うなどの変更事項に対する措置方法の決定に時間を要する場合は、その旨を記載し、回答することとして、措置方法の決定後、契約書第18条第3項に基づき内容変更通知書（別紙様式3）により指示を行うものとする。
- (2) 契約書第19条に基づく設計変更の必要が生じた場合又は監督職員自らが契約書第18条第1項に掲げる事実を発見した場合の処理は、次によるものとする。
- ア 監督職員は、工事の内容変更通知書（別紙様式3）に所定の事項を記入のうえ、所属長の決裁を受けるものとする。
 - イ 決裁後、受注者に対し通知書を2部送付して、変更の同意を求めるものとする。
 - ウ 受注者が変更に同意すれば、通知書に記名押印のうえ、1部提出させるものとする。
 - エ 設計変更の事前協議を要するものは、事前協議のうえ、この処理を行うものとする。
- (3) 前2号に掲げる場合以外の変更内容が極めて軽微なものについては、従来どおり工事日誌への記入による指示等とするものであること。

（設計変更に伴う契約変更の手続）

第5条 設計変更に伴う契約変更の手続きは、原則としてその必要が生じた都度遅滞なく行うものとする。

（設計変更に伴う積算）

第6条 設計変更を行う単価及び歩掛については、次のとおり設計変更の生じた時期や内容によって積算を行うものとする。

- (1) 現地精査等に伴う数量の変更については、既契約の歩掛及び単価を使用。
- (2) 構造、工法、位置、断面等の変更にあつて、同工種又は類似工種の追加については、既契約の歩掛及び単価を使用。
- (3) 構造、工法、位置、断面等の変更にあつて、新工種の追加については、変更通知時点の歩掛及び単価を使用。
- (4) 工事を追加する場合は、同工種又は類似工種、新工種ともに、変更通知時点の歩掛及び単価を使用。

ここで、「変更通知時点」とは、発注者と受注者の協議が調った日をいう。また、「工事の追加」とは、施工条件の変化又は発注者の意思による工事内容の追加であ

り、既契約内容に含まれていない新工種を追加する場合、あるいは同工種又は類似工種であっても既契約工事範囲以外の箇所に工事を追加する場合などをいう。

(参考) 設計変更の積算の組合せ

変更の内容		積算歩掛	積算単価
変更の種別	工種内容		
現地精査等に伴う数量変更		既設計の歩掛	既設計の単価
構造、工法、位置、断面等の変更	同工種又は類似工種	既設計の歩掛	既設計の単価
	新工種	変更通知時点の歩掛	変更通知時点の単価
工事の追加	同工種又は類似工種、新工種	変更通知時点の歩掛	変更通知時点の単価

(設計変更の処理方法について)

第7条 設計変更に伴う金入り変更設計書は、次のとおり作成するものとする。

(1) 変更設計の対照を行う場合においては、次により上下二段書きで対照すること。

ア 変更設計の事項は下段に記載し、対照する元設計事項は当該欄の上段に記載する。

イ 変更設計に新たな事項を加えた場合の上段への記載は空白とする。

ウ 変更で既計上の事項が無くなるときは、下段に「0」を記載し、上段には元設計事項を記載する。

エ 変更の無い事項は、元設計事項を上下段に記載する。

(2) 変更後の工事価格の算出については、土木工事標準積算基準書によるものとする。

(3) 協議の対象として算出した変更請負金額となるべき額に1円未満の金額が生じた場合は、その端数は切り捨てて契約すること。

2 請負代金の部分払をする場合において、設計の変更をしなければ支払ができない工事については、変更を必要とする部分のうち、支払に支障のない限度（間接的に影響する部分は考慮しない。）の変更を行うことにより、支払の迅速化を期するようにすること。

3 前項以外の変更（最終変更を含む。）については、請負代金の部分払のための設計変更、出来高検査調書、設計変更事前協議書等の以前の変更記録及び現場の状態を十分考慮して慎重に行うこと。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日付けで改正する契約書標準書式が適用される契約に適用し、同日付けで改正する前の契約書標準書式が適用される契約については、なお従前の例による。

この要領は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日以降の積算単価が適用される設計書に適用し、同日前の積算単価が適用される設計書については、なお従前の例による。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日付けで改正する契約書標準書式が適用される契約に適用し、同日付けで改正する前の契約書標準書式が適用される契約については、なお従前の例による。

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式 1

設計変更事前協議書

下記の事項について、本書のとおり事前協議をいたしますので、御承認願います。											
課長 様											
事務所長											
主管 課長		課長 補佐		チーフ		所長					
承 認 年月日	年 月 日					協 議 年月日	年 月 日				
工事名						工事 場所					
工事 番号		設計 金額				請負 金額					
承認 事項						協議 事項	変更金額 増減見込み				
指示 事項						設計 変更 理由					

所 長				監 督 職 員		
工事条件変更等確認要求書 年 月 日 高知県知事様 (受注者) 印 建設工事請負契約書第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。						
1 工事名（工事番号）						
2 工事場所						
3 工期						
4 変更事項		建設工事請負契約書第 18 条第 1 項 号による。				
		具体的事項（必要に応じて図面、写真を添付して説明すること。）				
うえのことについては、次のとおり措置してください。 年 月 日 (受注者)様 高知県知事 印						
5 変更事項に対する措置方法（図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く。）						

(2) 監督職員は、記入事項を確認し、「変更事項に対する措置方法」を回議、押印のうえ、受注者に1部送付し、各々が相手方押印のあるものを1部ずつ保管する。

(3) 「情報共有システム運用ガイドライン（案）」等に基づき、情報共有システムを利用した場合は、押印を省略できるものとする。

別紙様式 3

所 長				監 督 職 員	
-----	--	--	--	------------	--

工事の内容変更通知書

年 月 日

(受注者)

様

高知県知事

印

下記の工事について工事の内容を変更したいので、建設工事請負契約書第 条第 項に基づき通知します。

記

1 工事名 (工事番号)	
2 工事場所	
3 工期	
4 変更事項	
5 変更理由	

上記については、同意します。

年 月 日

高知県知事

様

(受注者)

印

注（１） 「情報共有システム運用ガイドライン（案）」等に基づき、情報共有システムを利用した場合は、押印を省略できるものとする。